

## 奈良県福祉サービス第三者評価 推進組織 設置要綱

(趣旨)

第1 奈良県における福祉サービス第三者評価事業を効果的に実施するため、奈良県福祉サービス第三者評価推進組織（以下、「推進組織」という。）を設置する。

(職務)

第2 推進組織は、次の事項について検討、決定、運用を行う。

- (1) 第三者評価システムの推進にかかる事項
- (2) 第三者評価基準及び評価手法にかかる事項
- (3) 第三者評価機関の育成・認証にかかる事項
- (4) 第三者評価調査者養成研修及び第三者評価調査者継続研修にかかる事項
- (5) 評価結果の公表にかかる事項
- (6) その他第三者評価システムの推進に必要な事項

(組織)

第3 推進組織は、奈良県健康福祉部地域福祉課に置く。

(基準等委員会及び認証委員会)

第4 第三者評価事業の具体的な実施内容を検討・決定を行うため、推進組織に有識者による認証及び基準等委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その意見を踏まえ、同事業を推進する。

2 委員会に関する要綱は、別途定める。

(その他)

第5 この要綱の実施に関しては、委員会の意見を踏まえ、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成17年7月5日から施行する。

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。